

# **MIYAMOTO FOOTBALL ACADEMY 規約**

## **第1条 名称**

MIYAMOTO FOOTBALL ACADEMY は、宮本恒靖が主宰するフットボールアカデミー（以下、本アカデミー）とし、株式会社アスリートプラスが運営する。

## **第2条 所在**

本アカデミーは、東京都墨田区江東橋3-9-10 丸井錦糸町 屋上内に事務局を置く。

## **第3条 活動場所**

本アカデミーは、東京都墨田区江東橋3-9-10 丸井錦糸町 屋上 MIYAMOTO FUTSAL PARKを主な活動場所とする。

## **第4条 目的**

本アカデミーは、児童・少年・少女の健全な心身の育成を図り、地域社会のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

## **第5条 期間**

本アカデミーの開校期間は、毎年4月1日より翌年の3月31日までの期間とする。

## **第6条 入会資格**

本アカデミーに入会するものは次の条件を備えていなければならない。

- ① 本アカデミーの趣旨に賛同するものであること。
- ② 別に定める資格に該当するものであること。
- ③ スポーツを行うに適した健康状態であること。

## **第7条 入会手続**

本アカデミーに入会を希望するものは、所定の手続きに従い本アカデミーに申し込む。

## **第8条 会費**

1. 会費とは次のものをいう。

- ① 年会費（年間登録料）
- ② 月額会費

（2）会費は、事務局にて現金払いまたは振込払いとする。

## **第9条 年会費（年間登録料）**

会員は、別に定める年会費を、原則として入会時および更新時に支払わなければならない。

## **第10条 月額会費**

会員は、別に定める月額会費を原則として毎月初回受講時まで支払わなければならない。

## **第11条 会費の不返納**

一旦納入した会費は、入会不許可の場合を除き、原則としてこれを返納しない。

## **第12条 会費滞納**

会員が事前の承認手続を取る場合のほか、会費の納入を怠ったときは、本アカデミーは指導を停止し、また退会させることができる。

## **第13条 練習の回数期間**

- (1) 本アカデミーの練習指導日・期間については、別に定めるスケジュールによる。
- (2) やむを得ない事由が発生した場合は、定められた場合は、定められた練習指導日・練習時間を変更または中止するものとし、その場合は事前に会員に通知する。
- (3) 本アカデミーの練習指導は年36回以上（月3回保証）とし、それを下回る場合には補講を行う。

#### 第14条 指導内容

本アカデミーは、各コースおよびカテゴリーごとに指導要領を定めるものとし、指導要領に基づく個別の具体的な練習指導方法は各コーチが決定する。

#### 第15条 休会

- (1) 休会とは、怪我もしくはやむを得ない理由により引続き1ヶ月以上3ヶ月以内を休む場合をいう。
- (2) 休会を希望する会員は、休会を希望する月の前月25日までに届けなければならない。
- (3) 休会期間中の会費等の納入については別に定めるところによる。

#### 第16条 退会

退会を希望する会員は、退会を希望する月の25日までに届け出なければならない。

#### 第17条 会員のモラル

会員は次の事項を厳守しなければならない。

- ① チームワークを守り、全員が明るく、楽しく、元気良く行動すること。
- ② 本アカデミーの目的にそうよう努力すること。
- ③ 本アカデミーの定める利用規則を遵守すること。

#### 第18条 除名

本規約に違反するなど、本アカデミーの会員としてふさわしくないと判断したものに対して、本アカデミーは除名することができる。

#### 第19条 休校・閉鎖

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のスクール運営を継続することが困難となる事由が生じた時は、本スクールを休校、もしくは閉鎖することがある。

#### 第20条 写真・映像の使用

本アカデミーの運営、広報活動のため、本スクール活動中の写真および映像をアカデミー情報として施設HPへ掲載することがある。アカデミー生及びその保護者はこれを了承の上、入会したものとする。

#### 第21条 個人情報の取り扱い

本スクールは、法令を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱う。

#### 第22条 事故の責任

会員は、本アカデミーの施設利用に際して、本施設利用に関する諸規則および施設管理者ならびに担当コーチの指示に従い行動するものとし、これに反して盗難、傷害等の事故が起こっても、施設管理者、本アカデミー・コーチ等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

#### 第23条 写真・映像の使用

本アカデミーの活動風景を撮影した写真及び映像を施設ホームページ、その他、本アカデミーが関係するプロモーションに使用する場合がある。

#### 第24条 施行

本規約は、2015年7月1日より施行する。

第25条 改定

2021年4月1日

株式会社アスリートプラス

代表取締役 大野 祐介